


プラスチックごみの分別区分

ルールを守って、みんなでリサイクル！

分別のお願い

- ①商品の容器包装(商品を入れてある容器や包んでいる包装)  マークが付いているものがプラスチックごみの分別対象となります。
- ②トレーなど汚れのついたものは、軽く水洗いをして、水を切ってから指定袋に入れてください。
- ③プラスチックごみは、レジ袋や買物袋に入れず、そのまま直接指定袋に入れてください。
- ④プラスチック製品で容器包装でないものは、プラスチックごみでは出せません。
- ⑤生ごみ(生もの)や使い捨てライターなどは絶対に入れないでください。

プラスチックごみに出せるもの



袋や容器にプラマークがついているもの

ポリ袋

- 野菜・そば・お菓子・パン・インスタント・冷凍食品などの袋
- あめ・お菓子(箱)などの包み袋
- カップめんの包み袋
- スーパーのレジ袋
- 薬品・化粧品などの袋
- 衣料品・トイレトペーパーなどの袋



トレイ類

- 肉・魚・野菜・惣菜・珍味・菓子などのトレイ

パック・カップ類

- 豆腐・海苔・お菓子などのパック
- 果物・ハムなどのパック
- 一口ゼリー・カレールーなどのパック
- たまごケース
- 薬・化粧品・日用品(石鹸など)のケース
- プリン・ヨーグルト・アイスクリーム・インスタント食品などの容器
- カップめん・弁当・惣菜などの容器



ボトル・チューブ類

- たれ・つゆ・ドレッシング・みりん・料理酒などのボトル
- 乳酸菌飲料のボトル
- うがい薬・目薬・飲み薬などのボトル
- キャラクターシャンプーのボトル
- 乳液・シャンプー・リンス・化粧水・クリームなどのボトル
- 洗剤・漂白剤・ウォッシャー液などのボトル



ネット類

- みかん・たまねぎなどのネット

緩衝材(かんしょうざい)

- 果物などを包んだ発泡スチロール
- 家電製品などを保護した発泡スチロール

その他

- ペットボトルのラベル・キャップ
- 入浴剤のフタ
- チューブ・洗剤などのキャップ



プラスチックごみに出せないもの

プラスチック製品でプラマークがついてないもの

プラスチック製品で容器包装でないもの

- 植木鉢 ●浮輪 ●おもちゃ ●おけ
- カセットテープ ●クリーニングの袋 ●くし
- 結束バンド ●計量スプーン ●コップ
- サラダボール ●サインペン・蛍光ペン
- ざる ●ストロー ●スプーン ●食器
- 写真フィルム ●ジョウロ ●定規
- 下敷 ●湿布薬の台紙 ●洗面器
- 脱衣かご ●ちりとり ●長ぐつ
- 花ござ ●歯ブラシ ●バケツ
- paran(弁当の緑の飾り) ●ビデオテープ
- ビニール手袋 ●ビニールひも ●ブラシ
- プラスチックハンガー ●風呂用イス
- フロッピーディスク(CD・DVD・MD)とケース
- へら ●ヘルメット ●フォーク
- 哺乳瓶 ●ホース ●ボールペン
- ポリタンク ●マット ●窓付き封筒
- 冷凍保存パック ●レジャーシート

金属との複合製品

- 電動式おもちゃ ●電話機
- 電気ポット ●電卓 ●時計
- 髭剃り ●ドライヤー

汚れなどが落ちにくいもの(汚れが落ちればプラスチックごみとして出してください)

- マヨネーズ・ケチャップ
- 練りわさびなどのチューブ
- 生鮮食品に使われたラップ
- マーガリンの容器
- ソースのボトル ●洗剤の詰替袋
- 納豆・味噌・レトルト食品などのパック
- 歯磨き粉・靴墨・白髪染めなどのチューブ



ごみの分別区分

一般ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ)

燃やせないごみ

燃やせるごみ

○迷ったときは、お気軽にお問合せください。 建設課環境衛生係 (TEL52-2179)